

しての建物をつくることはできません。福生市が将来開発をしたくとも土地がないのではどうすることもできません。そこで、西武不動産の所有する土地で、まだ国に売り渡していない土地が格安であります。この土地をスポンサー施設用地として取得し、この地域の開発をする計画をお持ちになるかどうかお考えをお聞かせいただきたいと思います。以上をもちまして、三つの質問事項を終わります。どうか前進的な回答がいただけることを切望いたします。

（市長石川常太郎君登壇）

○市長（石川常太郎君） 御答弁申し上げます。

大体を申し上げまして、細部につきましては担当者よりお答えを申し上げたいと思います。

夕摩川の三点の御質問でございますが、この三点につきまして、現在私は、煙害その他につきまして非常な努力をしているのでございますけれども、なかなか進みません。いつもバにもやもやがございますし、また市民の方々には申しわけなさで、ばいでございます。この土地は将来におきまして

重要な要素を含んでおりますので、いよいよになりました場合には、多少の財的あるいは物的の犠牲を払いたしても、なるべく早く煙害をなくし、堤防の完成をみた方がよろしいのではないかと、いうふうに考えているわけでございますけれども、ただいまの御質問の三点目の連絡会をまた最近開く予定でございますので、なるべく早く、一日も早く落着いたしまして、堤防の完成がみられますよう大きな期待を寄せているところでございますので、よろしく御後援、御指導を賜りたいと思う次第でございます。熱意をもつて取り組んでまいりたいと思っております。

通学路の問題でございますが、まだ不十分なところもあると思っておりますが、年々歳々通学路の安全対策につきましては重点的に取り上げておるつもりでございます。市といたしましても熱心に取り組んでまいります。か、どうぞひとつ、各御家庭におきまして、交通問題につきましては家庭教育、あるいは道徳と申しますと少々言葉が過ぎると思っておりますが、法令を守るようなしつけ、あるいは反射神経を養うべく体育の指導等、よろしく家庭教育の方もお願いしたいと思っております。

でございます。

御質問の二点につきましては、担当者より御答弁申し上げますが、多少進行しているようでございます。

公園行政につきましては、きわめてユニークな御提案でございます。ただ、西武不動産の土地につきましては、すでに他の方から折衝は進めているやに聞いておりますが、その点も十分調査をしてみたいと思います。また、もし入手した後に、果たしてあの地点に建物ができるやいなやにつきましては調査をしてみたいと思っております。公園行政の前の二点につきましては、前向きに検討してみたいと思います。

以上で私の答弁を終らせていただきます。担当から申し上げます。

○建設部長（浅見裕康君） 自席から市長答弁の補足をさせていただきます。

まず、多摩川上流福生築堤工事に伴う問題点の三点につきまして御

説明申し上げます。

一点の治水対策の関係でございますが、御指摘がございましたように、現時点におきましては堤防が完成していませんが、あるいは危険箇所が完全に防護されていないとか、いろいろな点につきまして局地的には危険箇所はないという言い切り方はできないと私も判断をしております。これらにつきましては、昭和四十年代から建設省に対しまして車道整備も含めました関係で、関係の流域市町村に先がけて陳情を繰り返してきたわけでございます。

現時点では、ただいま三点にわたりました。御指摘がございましたように、堤防の完成を目指して着々工事を進めてきたわけでございますけれども、御案内のとおり現状でございます。ごみを消却しております一帯、あそこを排除しないと、その以後の堤防の築堤ができないという非常に大きな問題に直面しております。この解決につきましていろいろ検討を重ねております。

第一点につきましてはそういうことで、それを含めまして抜本的に対応す

るというふうな考え方をもちざるを得ないわけでございます。それらにつきまして十分これから建設省に対しましてもお願いをするところはお願いたしまして、一日も早くこの安全確保のために努力していききたいというふうに考えております。

二点目の問題については、市民部長の方からお答えをいただきたいと思います。

三点目の対策連絡会の現況でございますけれども、つくられてからすでに九回会合をもっております。九月中にもう一回開く予定でございます。これにつきましては統括的ないろいろな問題、ふくまうした問題がございまして、歴史的な経過からスタートしての現在の状況、そういうものをいろいろ判断をしているわけでございますけれども、終局的には三点にしばってこの解決ができれば、何とか関係者の移転ができるのではないかと、ということで、いま詰めております。

まず住居関係につきましては、あそこに住んでおられる方がおりますので、それにつきましては都営住宅を三戸都に対しまして確保してい

ただくようお願いいたしまして、現在、現実には三戸確保しております。あのような仕事でございまして、なかなか同じような仕事をほかの地でやるというわけにはまいりません。これがさらにまたほかの所へ行って煙害が生ずるということは明らかでございます。何とか現在やってあります仕事をやめ、新しい仕事につけていただきたというところ、解決の方法として考えていかなければならぬ問題だと思えます。これについては現在時点におきましては、関係者の生活権、こういったものの補償にかかりましてなかなか説得ができないということが事実でございます。この解決が一番むずかしいのではないかと、何とかどこかに就職あせんとか、関係者からいろいろ希望が出ておりますけれども、一挙に解決できないようなことがその中に含まれておりまして、これについて現在一番大きな問題として苦慮しているところでございます。もう一点が、相当あそこに長く生活の本拠を置いてあり、あるいは仕事の場合を確保しているという実績を踏まえまして、当然出てくるものが補償問題でございます。この移転補償という形で果たして金が出せるものかどうが、その辺も検

討したわけですが、原則的には建設省では一応補償基準に基づいた補償はしていくという考え方をいま打ち出しております。額についてどうという問題が若干残りますが、なかなかいままでの経過を踏まえまして、この解決をするにつきましたでは、当然、相方の立場なり、条件なりというものがかみ合うということについては時間を要するという問題になっております。

いずれにいたしましてもこの三点を詰めまして、できるだけ早く解決に向かつて進展しますよう、今後とも努力をしていきたいというふうに考えております。

それから公園の関連のことにつきまして補足をいたします。

青年広場の建設の件でございますが、たたいま御指摘がございましたように、今後の公園行政の中でこういった青年を中べとしてみずから公園づくりをするということとは、全国的に行われているようにございます。土地を行政サイドで確保しまして、その中に自主的な青年で築かれた公園、そこを利用していろいろな点でレクリエー

ションその他に利用すると、コミュニティの場所にもなると、多角的に公園の行政効果が上がるという面で非常にいま各地で取り上げられつつあるようでございます。私ども今後そういった線で広場の形成の中にそういう要素を取り入れた形で計画を推進していきたいと、かように考えております。

森林公園の設置につきまして同じような考え方になるわけでございますが、御指摘いただきました趣旨に沿って努力を重ねていきたいというふうに考えております。

最後のスポーツ施設の用地確保でございますが、御案内のとおり防衛施設庁で周辺地域の買収を継続中でございます。一部残っている土地につきましてお話があったようでございますが、これにつきましては防衛施設庁とその土地の利用について交渉をもっている最中でございます。防衛施設庁の説明によりますれば、あの地域は全部買収していくんだということを言われております。私どもの考え方としては、従来防衛施設庁から買収した土地を無償で借り

まして、そこに施設をつくって市民の利用に供するという基本的な考
え方で取り組んでまいりました。

いま御質問のございましたことにつきましては初めてのケースであり、確
かに御指摘いただきましたように建物ができないということは確定的で
ございます。周辺のスポーツ施設あるいは広場が、こういうものができ
た時点におきまして集合的な管理の施設が若干必要ではないかとい
う感じを私どももしていたわけですが、それらにつきましてはさらに
防衛施設庁と詰めまして、あるいは買収について福生市が乗り出すと
いうことになりまして、裏腹に、防衛施設庁の現在進めております
私どもの負担でない用地買収、そういうもので進んでおりましたので、
市の負担になるということになりますと、若干財政負担という問題
もからみますので、これらにつきましては十分詰めた中で、今後議会
側にも御相談申し上げながら、その周辺の用地の土地利用、あるいは
そういった施設の整備、そういったものにつきまして基本的に計画を
もちまして、また機会をいただきましたとて御相談申し上げていきたいと

考えております。

いずれにいたしましても、御質問のございました諸点について、私ども
これから一生懸命取り組みたいと思います。

以上、若干抽象的のございましたか、答弁にかえさせていただきます
す。よろしく願います。

○市民部長（生子国利君） 私の方で二点目の煙害の問題でございますが、
ただいま建設部長の方から大体の経過を申し上げたと思いますが、や
はり基本的には居住者の問題に係わるものでございます。

煙害は、確かに市民のサイドに立ちますと非常に御迷惑をかけて
いることは事実です。そこで担当として公害問題につきましてはどう
いうふうな措置をしているかという経過をちょっと申し上げます。

確かに東京都の公害防止条例に基づきまして煙害、そういったばい煙
の規制というものは当然あります。問題は、行政区域がまず一点違
うという問題で、直接市がこの条例に基づいて勧告、警告、そういう
ものの措置が即とれないということが非常に一つの問題としてあるわけで

す。しかし、これは行政対行政の問題であって、連携を保てばそのような措置をとれないことはないだろうという御指摘になると思いますが、これは行政区域外となると、その担当しております行政庁において措置させていただくよりほかにない。市としては再三これにつきまして秋川市に対し要請はしております。また消防署につきましても、秋川市の消防署に対して市側として要請をしております。

そのような現況で、いずれにいたしましても、現在の防止条例に基づいた措置は再三しておりますが、周辺の市民には本当に申しわけなく考えておりますが、いずれにいたしましても、根本的に解決することになりますと、この不法占拠の問題を解決するよりほかにないと考えております。確かに煙害については、私ども担当といたしましては御迷惑をかけていることは重々承知しておりますが、以上のような状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（町田倍二君） 市内の通学路の安全確保の關係について補足答弁をいたします。

すでに御案内のとおり、近年道路交通量が増加しております。市といたしましても、児童生徒の登下校におきます交通安全につきましても、関係者の御協力を得まして最善の努力をしているわけでございますが、おかげさまで最近では登下校時において事故も少なくなっている次第でございます。しかし、御指摘のように通学路の安全確保につきましてはまだ十分と言えないところがございしますが、市の建設部、警察の努力で逐次これらの整備がされている次第でございます。さらに学校における安全教育の指導、あるいはPTAの協力をいただきまして、今後さらに事故防止につきまして万全を期していきたいと思っております。それから、いずれ御指摘のとおり新設校の建設も近い将来予定されておりますが、その時点におきましては、周辺の道路の整備につきましてはもちろんでございますが、安全対策につきましても市の建設部あるいは警察とも十分協議を重ねまして、十分な体制をもって開校できるように努力してまいりたいと考えております。

次に、七小下の交差点の歩行者用信号機と五小の通学道路の信号

機の設置についてでございますが、御指摘の場所は、最近通勤者の自動車を初め大変交通量がふえておりまして、危険の多い所でございます。以前にもPTAとか学校から信号機の設置について要望が出されておりました。建設部と協議もいたしましたし警察の方へ要請をしてきたところでございますが、おかげさまで五小の南側の交差点の所と校舎の裏側の交差点の二カ所につきまして信号機の設置が決定されております。近々着工されることになっております。それから七小下の交差点の歩行者用信号機につきましては、現段階では予定に入っていないようでございますが、近日中に警察署の方より都の公安委員会へ上申することになっております。

以上のような状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○二番（仲村清信君） 自席において再質問いたします。

全般的にわたりましては非常に前向きな御回答がいただけました。二、三点細かいことでございますけれどもお聞きいたしたいと思っております。

第一項目の質問事項についてでございますけれども、この場合は建設省

では河川敷となっております。しかしながら、福生市の都市計画図ではまだ新堤が完成していない内側も第一種住宅専用地域であると表示されております。もしこれらの土地所有者から建築申請が出された場合はどのように対処するのか。また、固定資産税等の取り扱いは、現在どのようにされているのか。これらが一点でございます。

それから通学路の問題に關しましては、いま教育長の方から御回答がございましたけれども、学童は毎日毎日が交通事故の脅威にさらされるということになります。そこで第七小学校、牛浜下交差点並びに第五小学校の通学路信号設置完了時点まで、応急的な安全対策はどのようなように考えていくかひとつお聞かせ願いたいと思っております。

公園行政につきましては再質問はいたしません。あと要望をさせていた

○建設部長（浅見裕康君） ただいま御質問のございました河川敷の關係でございますけれども、確かに区画整理との關係で、この施行区域、福生市の住専区域の關係でございますが、そこが第一種住専になってい

るのは事実でございます。この区画整理の事業計画の時点で建設省とも詰めまして、建設省にはいま更施しております堤防の計画がございます。それを堤外地、堤内地の分離帯とするという考え方が計画時点で示されまして、それに基づきましてあのような地域地区の指定をしてきたという経過がございます。

この河川敷の中で建築確認が出た場合どうするかということでございますが、これはあくまでも新堤ができてから、現在ある河川敷が第一種住居専用地域として土地利用ができる状態になった時点で取り扱うということになりまして、そのままの状態を確認申請をしても取り扱わないということが都の建築指導事務所あるいは建設省、そういうところで協議されておりますので、そういった措置をとりたいと思っております。固定資産税の課税の関係でございますが、前に企画財政部長でしたのでお答え申し上げますと、現状ではそこに家屋があった場合は、家屋は課税しております。土地については河川敷でございますので、課税はしてないというのが現在の課税の状況でございます。

○教育次長（内田和雄君） 通学路の問題でございますが、現在の七小、五小の状況から先ほど教育長が御回答申し上げましたように、警察署においてここで信号機を設置していただけたらということですが、いつということはまだ決まっておりますので、その間の交通安全をどう図っていくかということでございますが、私どもも警察署にお願いをして、一日も早く信号機がつくように、これからいろいろお願いに参りたいと思います。

その間の安全対策でございますが、現在五小の交差点につきましては、交番のお巡りさんが毎日のように出て交通整理をしていただいているようにございます。それから七小の方につきましても、警察署に交番等のお巡りさんが出られるようでしたら、その要請もしたいと思います。思っています。また非常に最近あの通路も通勤の車が多くなっておりますので、安全対策について私の方からも学校と協議し、信号機ができるまでの間の対策をこれから協議して措置してまいりたいと思います。

○二番（仲村清信君） それでは回答をいただきましたので、私の質問の全般的なものにわたっての要望をさせていたただきたいと思っております。

まず、この河川敷の問題点——堤防の工事に伴う関係でございすけれども、非常に最初に管理しておた東京都の管理状態、また次に管理者となった建設省等において、初期における管理状態が非常にずさんであったのではないか。これがために、大変長い時期にわたってこのような問題が処理されず今日に来てしまつておるわけでございます。世の中は変わつておるわけでございます。うまくないものは改善していくというのが進歩でございます。ひとつ、これらの点を十分御配慮され、まず建設省、秋川市、福生市で構成している問題の協議会の中においても、国側にもその責任を感じていただいて、この住民のための生活の補償並びに今後の職業のあせんというふうな形で、血の通った解決策をせひ強く福生市が推し進めていくことをお願いしたいと思います。

通学路の問題では、きょうも質問の中でも私申し上げましたように、学校の建設だとか、その周辺道路の工事をするときには、学校と通学路というのはセットとして考えていかなければいけないのではないかと思います。どちらが先にできても、これは学校が開校すれば、即子供はみんな

集まってくるわけですから、交通事故から子供を守るというのは行政担当者の重大な責任でもあり、また、この子供の将来のために費す努力というものは、金で買えないものだと思っております。

なお、学校の内容に立ち入るわけにはいきませんが、私も過去に信号機のない所で、一年間毎朝自分で第一線に立つて交通整理をした経験がございます。私の子供はそこを通らないが、一年間私のやったこの行動を見て、翌年からは親たちが当番制でその場所に出て、現在に至るまで交通整理をやつておるといふ。子供の親であればそのくらいの愛情を持たなければいけないのではないか。こういった親に対する物の考え方、機会がありましたならばぜひ徹底していただいて、御指導のほどをお願いいたします。

公園行政につきましては、大変市長から前向きな御回答をいただきましたので、要望だけさせていたたくわけでございますけれども、過去の世界の歴史を見たときに、偉大な政治家と言われた方、また偉大であるという実業家、これらの人は後世に名をとどめるようなすばらし

い事業を行っております。石川市政におかれましても、福生市の、また日本のおすを託す青年のために、そしてまた、市民の福祉と健康を守るためにも、私は公園行政に関して市長に夢を託したいと思うものでございます。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小林菊三君）十分間休憩いたします。

午前十時四十六分 休憩

午前十時五十七分 開議

○議長（小林菊三君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に十二番 松山 清君。

（十二番 松山 清君 登壇）

○十二番（松山 清君） 三点にわたって一般質問をさせていただきます。

まず第一点目は、家庭内における内職についての問題であります。

現在、多くの方が家庭内において内職をいたしておりますが、いずれの方においても単価が低いことや、仕事量が安定していないなどのことが述べられております。現在、これらの分野に対しては、行政施策としてほとんど実施されていません。というのが、現状ではないかと思ひます。今後この分野に対しても、市当局として何らかの対策をしていくことが必要であらうと思ひます。たとえば、あっせんのため窓口を設けることや、また、事業団形式のようなものを設けることなども必要ではないかと思ひます。これらに対して、市当局として今後どのような考へで臨むのか、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

次に騒音線引きの告示に伴う市の対策についてお尋ねをいたします。